

令和7年度若者の県内就職・定着促進総合支援事業業務委託仕様書

1 事業目的

本年、県が実施したアンケート調査によると、県内企業の約7割が「想定（計画）どおりの採用ができていない」と回答しており、県内企業における人材不足は深刻な課題となっている。

また、民間調査によると、全国的に約6割の企業がインターンシップを実施し、多くの企業がインターンシップ等と採用活動を連動させている中、県内企業のインターンシップ実施率は約3割にとどまっている。

このため、本事業では、県内企業を対象に採用力強化やインターンシップ等の実施促進に向けたセミナー・専門家派遣の実施等により、県内企業の採用活動を伴走的に支援するとともに、若年求職者等を対象に県内企業の仕事内容や魅力を取材する機会を提供することで、県内企業への関心を高めるきっかけとし、県内就職促進につなげる。

2 委託期間

契約日から令和8年3月19日（木）まで

3 委託業務の内容

- (1) 【県内企業向け】採用力強化セミナー・連続勉強会の開催
- (2) 【県内企業向け】採用力向上に向けた個別相談会の開催
- (3) 【県内企業向け】インターンシップ等推進セミナーの開催
- (4) 【県内企業向け】インターンシップ等推進に向けた専門家派遣の実施
- (5) 【若年求職者向け】取材型交流体験等の実施

4 内容詳細

(1) 【県内企業向け】採用力強化セミナー・連続勉強会の開催

県内企業の経営者や採用・人事担当者等を対象に、採用力向上をテーマとしたセミナーや連続勉強会を開催すること。

① 開催概要

- ・実施回数：（セミナー）3回以上
（連続勉強会）1回以上（1回あたり全3講座以上）
- ・参加企業数：（セミナー）のべ50社以上
（連続勉強会）のべ50社以上（各回参加企業数の合計）

② 参加企業の募集

- ・本セミナー・連続勉強会、及び4（2）で開催する個別相談会にかかるクリエイティブ広告を提案・制作するとともに、本セミナー、連続勉強会にかかる専用フォームを設け、参加企業の募集・受付を行うこと。

- ・多くの県内企業の参加を促すため、効果的な発信手法（ターゲティング広告の活用等）について、具体的に提案・実施すること。
- ・県内企業からの申込状況を随時把握するとともに、進捗状況を定期的に県に報告すること。

③ セミナー・連続勉強会の内容等

- ・若者の就職観や自社のPR手法等をテーマとした、県内企業の採用力向上につながるプログラムを提案・実施すること。
- ・連続勉強会は、参加企業によるワークショップ形式で開催すること。
- ・参加者を対象に、本セミナー・連続勉強会の満足度等に関するアンケート調査を実施すること。アンケート調査の項目については、事前に県と協議のうえ決定すること。

④ 開催準備及び運営

- ・本セミナー・連続勉強会にかかる開催準備、受付、全体進行、アンケートの回収等、管理・運営に係る一切の業務を行うこと。

（２）【県内企業向け】採用力向上に向けた個別相談会の開催

- ・４（１）で実施するセミナー・連続勉強会の開催に合わせ、６回以上開催すること。なお、開催形式について、対面、オンラインのどちらでも構わないが、対面開催する場合は、会場使用料等、対面開催に必要な費用は受託者の負担とする。
- ・のべ２０社以上の県内企業に個別相談を実施すること。
- ・参加企業の募集にあたっては、４（１）で実施するセミナー・連続勉強会の参加企業を中心に広く周知、広報を行うこと。
- ・個別相談会の開催にあたっては、若者の就職観、企業の採用手法や県が実施する就職支援施策等に精通した相談員を１名以上配置すること。

（３）【県内企業向け】インターンシップ等推進セミナーの開催

県内企業の経営者や採用・人事担当者等を対象に、インターンシップ等（オープンカンパニー、キャリア教育含む。以下同じ。）の受入促進を目的として、近年のトレンドや効果的なプログラムの作成等をテーマとしたセミナーを開催すること。

① 開催概要

- ・実施回数：３回以上
- ・参加企業数：のべ５５社以上

② 参加企業の募集

- ・本セミナー及び４（４）で実施する専門家派遣にかかるクリエイティブ広告を提案・制作するとともに、本セミナーにかかる専用フォームを設け、参加企業の募集・受付を行うこと。
- ・県内企業からの申込状況を随時把握するとともに、進捗状況を定期的に県に報告すること。

③ セミナーの内容等

- ・近年のトレンドや効果的なプログラムの作成等をテーマとした、県内企業のインターンシップ等実施促進につながる内容を提案・実施すること。
- ・参加者を対象に、本セミナーの満足度等に関するアンケート調査を実施すること。アンケート調査の項目については、事前に県と協議のうえ決定すること。

④ 開催準備及び運営

- ・本セミナーにかかる開催準備、受付、全体進行、アンケートの回収等、管理・運営に係る一切の業務を行うこと。

(4) 【県内企業向け】インターンシップ等推進に向けた専門家派遣の実施

- ・のべ10社以上の県内企業に専門家を派遣し、インターンシップの受入環境の整備に向けた支援等を実施すること。
- ・参加企業の募集にあたっては、(3)で実施するセミナーの参加企業を中心に広く周知・広報を行うこと。
- ・専門家派遣は原則対面により実施することとし、参加企業の希望に応じて柔軟に対応すること。

(5) 【若年求職者向け】取材型交流体験等の実施

県外在住の若年求職者を主な対象に、県内企業の経営者や若手社員への取材型交流体験等を実施すること。

① 開催概要

- ・実施回数：1回以上
- ・対象者：県外在住の若年求職者等 のべ170人以上
- ・交流先企業数：県内企業 40社以上
- ・開催形式：対面、オンラインのどちらでも構わないが、対面開催する場合は、会場使用料等、対面開催に必要な費用は受託者の負担とする。

② 交流先企業の募集・選定

- ・交流体験を実施する県内企業の募集・選定を行うこと。なお、選定の基準等について、事前に県と協議すること。
- ・本交流体験実施にかかる企業募集用クリエイティブ広告を提案・制作するとともに、効果的な発信手法（ターゲティング広告等）を提案・実施すること。
- ・交流先企業は、三重県内に本社または事業所を有する企業、法人等とし、中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するもの。ただし、個人を除く。）を優先して選定すること。
- ・県内企業からの申込状況を随時把握するとともに、進捗状況を定期的に県に報告すること。
- ・交流先企業に対して、交流体験の内容やコンテンツが公開されることについて

て、事前に了解を得ておくこと。

- ・当該事業で作成された資料、写真等は、県において二次使用する可能性があるため、書面等で事前に交流先企業の了解を得るとともに、写真や動画について第三者の写りこみ等が無いようにすること。

③ 交流体験に参加する若年求職者等の募集

- ・本交流体験実施にかかる若年求職者等募集用クリエイティブ広告を提案・制作するとともに、専用ウェブページを開設し、同ページ上で交流体験に参加する若年求職者等（以下「参加求職者等」という。）の募集・受付を行うこと。
- ・効果的な発信手法（ターゲティング広告等）を提案・実施すること。
- ・参加求職者等を対象にオンラインで事前セミナーを開催することとし、交流体験実施にかかる事前説明に加え、本県の魅力や就職支援施策等についても併せて情報提供すること。
- ・参加求職者等に対して、交流体験の内容やコンテンツが公開されることについて、事前に了解を得ておくこと。
- ・当該事業で作成された資料、写真等は、県において二次使用する可能性があるため、書面等で事前に参加求職者等の了解を得るとともに、写真や動画について第三者の写りこみ等が無いようにすること。

④ 交流体験の実施

- ・交流先企業及び参加求職者等に対して、希望する日時や業種等を照会・調整し、実施する交流体験のマッチングを行うこと。
- ・交流体験の実施にあたっては、交流先企業が限られた時間の中で仕事内容や魅力等を十分説明できるように、また参加求職者等が交流先企業の魅力等を聴取・発見できるように、受託者が交流先企業と参加求職者等に対して適宜支援すること。
- ・交流体験を円滑かつ効果的に実施するため、交流先企業および参加求職者等に対して事前に十分な説明を行うこと。
- ・交流体験の終了後、交流先企業及び参加求職者等のフォローアップとアンケートを行うこと。アンケート調査の項目については、事前に県と協議のうえ決定すること。

⑤ 参加求職者等によるコンテンツ作成支援、発信

- ・訴求力あるコンテンツにするための工夫（構成、デザイン等）について具体的に提案・実施すること。
- ・参加求職者等には、交流先企業の仕事内容や魅力等にかかるコンテンツを作成させることとし、県内企業の魅力発信や認知度向上につなげるための訴求力あるコンテンツとなるよう支援すること。
- ・取材により参加求職者等が作成したコンテンツについて、事前に交流先企業、県の確認を受けたうえで、県が所有するSNSアカウント(X 及び Instagram)

に投稿すること。

- ・県所有SNSアカウントへの投稿は、契約締結日から令和8年3月13日(金)までの間に実施すること。

⑥ 交流先企業と参加求職者等による意見交換会の開催

- ・交流体験終了後、交流先企業と参加求職者等による意見交換会を開催すること。
- ・参加求職者等が自身の交流先以外の企業とも意見交換できるよう運営を工夫すること。

(6) その他留意事項

- ・(3)の参加企業に対して(5)の交流先企業となるよう優先的に案内する等、(1)～(5)の事業間で連携を密にし、相乗効果が生まれるように工夫すること。
- ・県と定期的な協議(1か月に1回を目安)を行い、進捗状況等の報告を書面にて行うこと。
- ・本事業の実施に伴い行う参加者募集等について、「厚生労働省採択事業『令和7年度地域活性化雇用創造プロジェクト』」であることを明記すること。

5 成果品

- (1) 本業務が完了した時は、本業務の成果及び実施に要した経費等について、完了報告書(任意形式)に、以下の①～⑤の書類を添え、すみやかに県へ提出すること。

- ① 事業概要説明書(事業目的、実施計画、実施体制、実施内容、スケジュール等を記載)
- ② 実施報告書(イベントの写真、参加者名簿やアンケート結果等、各業務の実施結果をまとめた報告書)
- ③ 事業の効果・課題
- ④ 経費内訳書
- ⑤ その他必要と思われる資料として県が指示するもの

- (2) 業務完了報告書等は、業務完了後翌日から起算して10日後または契約期間満了日までのいずれか早い日までに、紙媒体で2部、電子媒体(CD-R等)で1部を県に提出すること。

6 委託費

- (1) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に請求することができる。なお、本業務を実施するにあたり、県が必要であると認める場合は、前金払いをすることができるものとする。
- (2) 委託業務の実施に要した経費について、具体的な内訳が分かる書類及び支出

を証する書類を添付すること。

- (3) 飲食に係る経費、及び事業に参加する県内企業関係者や若年求職者等に対する賃金、交通費等は、本事業費の経費の対象としない。
- (4) 受託者が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくは既に支払った委託費の額の一部又は全部を県に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

7 受託上の留意点

- (1) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に県が決定を行うものとする。
- (2) 本業務の契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではないものとする。
- (3) 県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面で検査を実施することができるものとする。
- (4) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。
- (5) 本業務により発生した成果品の著作権の取扱いについては、別記1「成果品の著作権等に関する特記事項」のとおりとする。
- (6) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (7) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後6年間の保存が必要である。
- (8) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、県に帰属する。
- (9) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除
契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (10) 障がい理由とする差別解消の推進
受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- (11) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
ア 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負

うものとする。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
- ③ 発注所属に報告すること。
- ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

イ 県は、受託者がア②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する 物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

- (12) 事業の実施にあたっては、「地域活性化雇用創造プロジェクト（令和7年度開始分）実施要領」を遵守すること。

8 その他

事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。

別記 1

成果品の著作権等に関する特記事項

注) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者をいう。

(著作権の帰属等)

- 第1条 成果品等のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、同法27条及び28条に規定する権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果品のうち甲又は乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品等の引き渡しをもって甲に譲渡されるものとする。
- 2 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が乙以外の第三者に帰属している場合は、乙は成果品等の引き渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、甲に譲渡するものとする。
- 3 成果品等のうち、第1項の規定の対象外で著作権が乙に留保されている著作物については、甲が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において甲及び甲が指定する者が自由に利用(著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。)できるものとする。
- 4 成果品等のうち、第1項の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、乙は、甲が成果品を利用するために必要な範囲において甲及び甲が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- 5 甲は著作権法第20条第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- 6 乙は、第1項に基づき甲に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を一切行使しないものとする。
- 7 乙は、第2項に基づき甲に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- 8 前2項の著作者人格権の不行使は、甲が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- 9 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- 10 乙が乙の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により甲に届けるものとし、甲は甲の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

(工業所有権)

- 第2条 委託業務の履行に関連して甲及び乙が各々単独で特許権、意匠権その他の工業所有権(以下「工業所有権」という。)を獲得した場合、甲が成果品等を利用(委託業務の目的に添った本契約終了後の事業への利用を含む。以下同じ。)するために必要な範囲において甲乙相互に無償で当該工業所有権を使用できるものとする。ただし、甲及び乙は、もっぱら相手方の発案によるものをもって、自ら単独の工業所有権を獲得してはならない。また、甲及び乙は、特許法第38条、意匠法第15条その他関係法規の規定に基づき、発明等に至る過程が完全に一方

に属するもの以外は、すべてその工業所有権を共有としなければならない。

- 2 乙が従前より保有し、若しくは第三者から承継又は実施権の設定を受けた工業所有権を委託業務に適用する場合、乙は当該工業所有権に関する対価を請求しないものとする。
- 3 乙が前項の工業所有権を第三者に承継させる場合は、甲が成果品等を利用するために必要な範囲において、甲又は甲の指定する者に当該工業所有権の対価の請求及び権利侵害の主張をしない旨を保証するものとし、当該第三者が他の第三者に承継させる場合も同様の保証を行わせるものとする。
- 4 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

（第三者の権利侵害）

- 第3条 甲に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、甲が当該成果品等を自ら利用するにあたり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして甲に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、甲から乙へ処理の要請があった場合、乙は甲に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、乙は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、甲は当該第三者との紛争を乙が処理するために必要な権限を乙に委任するとともに、必要な協力を乙に行うものとする。
- 2 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、甲乙協議の上、乙は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
 - 一 成果品を侵害のないものに改変すること。
 - 二 甲が成果品を利用することが可能となるよう当該第三者の許諾を得ること。
 - 3 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

別記 2

個人情報の取扱いに関する特記事項

注) 「甲」は県の機関等を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。))及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。))を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。))とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(保有の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の

指示に従わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書

面を甲に提出しなければならない。

- 一 再委託先
- 二 再委託する業務の内容
- 三 再委託の期間
- 四 再委託先の責任体制等
- 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
- 六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第 11 条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第 12 条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、

甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第 13 条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第 1 項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第 1 項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第 14 条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第 15 条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。